

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年11月10日(水曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時39分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 水道に関するお客さまアンケートの実施結果について (水道総務課)

② 公共下水道の事業計画変更について (下水道管理課)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務所 長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建築課長	大 和 田 聡 君
土木補修事務 所長	川 又 弘 一 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君

都市計画課長	平	澤	俊	之	君	建築指導課長	井	原	孝	志	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業 管 理 者	荒	井		宰	君						
水 道 部 長	伊	藤	俊	夫	君	水道部参事兼 水道総務課長	関	谷		勇	君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶	山		哲	君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶	山		学	君
水道整備課長	杉	山	健	一	君	浄水管理事務 所 長	島		孝	夫	君
下 水 道 部 長	坪		貴	之	君	下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎		隆
下 水 道 施 設 管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱	島	卓	也	君	書 記	昆		節	夫	君
--------	---	---	---	---	---	-----	---	--	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

水道に関するお客さまアンケートの実施結果について、執行部より説明を願います。

関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 水道に関するお客さまアンケートの実施結果につきまして、水道総務課提出の資料により御説明をさせていただきます。

初めに、1の目的でございますが、今回のアンケートは、水道事業に対する水道利用者、お客様の満足度やニーズを把握し、今後の事業運営への反映、そして、社会動向に応じたサービスの展開を図るため、実施をしたものでございます。

次に、2の調査の概要でございますが、(1)に記載の令和3年7月9日から31日までの期間におきまして、(2)の一般家庭の水道利用者から無作為に抽出いたしました3,000世帯を調査対象といたしまして実施したものです。

(3)の調査方法でございます。こちらから郵送でお送りしました調査用紙に、無記名で回答いただきまして、同封の封筒で返送いただく郵送調査及びパソコン、スマートフォンから回答をいただくインターネット調査の方法によりまして、(4)の調査項目に記載しております回答者の年齢や居住年数等の属性に関する質問、飲み水としての水道水に関する質問及び水道事業に関する質問の合計17問から成る調査を実施したものでございます。

次に、3の調査結果でございます。

(1)に記載しておりますとおり、回収件数につきましては、1,516件でございます。

次に、(2)の集計・分析につきましては、次ページ以降に、水戸市水道に関するお客さまアンケート調査結果を添付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

内容について、概略を質問項目ごとに御説明いたします。資料の2ページにつきましては、回答者の属性について、3ページから4ページにつきましては、飲料水に関することについて、5ページにつきましては、水道水の評価と水道水に求めること、6ページでは、水道水と水道事業について知っていること、7ページ以降につきましては、災害対策、節水及び水道部からのお知らせ方法等につきまして、それぞれ調査結果を集計したものでございます。

詳細につきましては、後ほどお目通しくさいますようお願いいたします。

恐れ入りますが、資料の1枚目にお戻りをいただきたいと思います。

4番のアンケート調査を踏まえて、今後の取組でございます。

(1)としまして、水道利用者、お客様が求める情報につきましては、引き続き分かりやすさを心がけた発信に努めてまいります。特に、(2)としまして、災害時の給水体制など、災害の際に必要な情報については、十分活用していただけるよう広報の強化を図りますとともに、(3)といたしまして、幅広い世代に向

けて発信ができるよう、広報紙とあわせて、SNSも有効に活用しながら広報活動を行ってまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**綿引委員長** それでは、内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○**中庭委員** 幾つか質問したいと思うんですけども、この中で、今ちょっと4ページを見ますと、水道水を飲まないという人は12%いるということで、飲まない理由が、おいしくないからというのが52.8%で最も多いと。その理由として、臭い(カルキ臭)が気になるとか書いてあるんですけども、そういうおいしい基準というのが多分あると思うんですけども、その基準と比べて水戸市の水道はどうなっているのでしょうか。

○**綿引委員長** 島浄水管理事務所長。

○**島浄水管理事務所長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えしたいと思います。

水質基準につきましては、水道法により水道事業者が義務づけられておるものでございまして、浄水管理事務所が毎年年度初めに水質検査計画を立てまして、水質基準に適合しているかどうかを判断するため、検査を行っております。国の水質基準に関する省令というのがございまして、それに基づき、51項目の検査を行っております。

この検査基準に対して、水戸の水道はどうなのかというところですけども、いずれも基準値内で推移していますので、安心して御利用いただけるものと考えております。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** そうすると、水質基準には合っているんですけども、臭いとか、あるいはカルキ臭とかいろいろあって飲まない方がいらっしゃるということなんですけれども、おいしい水をつくるために、私もちょっと考えてみたんですけども、東京なんかでは、高度浄水処理施設を使っておいしい水にするということにしているんですけども、水戸市は、こういう計画も含めて、おいしくなって皆さんが飲みやすくなるという計画はあるのかどうか、お答えいただきたい。

○**綿引委員長** 関谷課長。

○**関谷水道部参事兼水道総務課長** 中庭委員の御質問にお答えいたします。

飲みやすい、おいしい水ということでの取組ということかと思えますけれども、まず、本市として、即対応できることとしましては、上下水道局で広報紙「水都だより」というものを出しておりますが、その中におきまして、特集記事みたいに大きく取組をした中で、例えば水道水をおいしく飲んでいただく方法ということで、例えば、塩素の臭いが気になるよといった方向けには、冷やして飲んでくださいとか、沸騰させて飲んでくださいとか、あと、レモン汁をちょっと垂らすとおいしくなりますよとか、そういった部分で、広報紙を通じて周知をさせていただいております。

また、今現在はコロナ禍ということもありまして、ちょっとイベントのほうは参加できませんが、水戸まちなかフェスティバルとか、それから、水道週間という期間もありますので、そういったときには、いわゆるミネラルウォーターと水道水の飲み比べというか、利き水というようなことで、そういった体感をしてい

ただくというようなコーナーも設けております。そういった中で実際飲み比べをしていただきますと、おいしさが大きく劣っているというような御意見はなく、むしろ飲みやすいとか、そういった声をいただいたり、また、そういう実感をしていただいているというところで、水道のおいしさをPR、そして、飲料水の促進ということで努めております。

今、後段御質問がございました高度処理等の新たな浄水処理方法の導入についての御質問につきましては、水道水のおいしさの部分では、原水が河川の水質の影響という部分でありますので、現状特に那珂川の水につきましては良好というふうに捉えておりますが、今後におきましても、河川の状況というものを把握しながら対応等、それから、引き続き水質保全のほうにも努めてまいりたいというふうに考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、おいしくするために沸かすとか、レモン汁を入れるとか、いろいろ話がありましたけれども、実際は12%の人が水道水を飲まないと言っておりますが、そういう点では、本当に利用を図るためには、様々な対策を立てる必要があるんじゃないかと。例えば、活性炭による浄水なんか前やっていたものね。だから、そういうことも含めて、いろいろ実施してみてもどうかというふうに思いました。

それから、あとは、水道をもっと利用してもらうということで、SNSの活用なんか出ていますけれども、具体的にやっているんですか。どんなふうに取り組んでいるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 御質問にお答えいたします。

アンケートの中でも、若い世代の方からSNSでの発信というような御要望もございまして、現在はツイッターを活用いたしまして、特にその中で水道水の利用促進等に関する投稿等を定期的に行っているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 若い人にも水道をもっと利用してもらうという点では、ツイッターなどの発信がもっと必要だと思いますので、これは進めてもらいたいと思うんです。

それから、この6ページの中で、水道事業は原則市町村が経営することになっているというふうに出ております。茨城県は、この30年後、県内の各市町村の水道事業全て統合して、1県1事業にするということで、今、進められているんですけども、水戸市は、この問題に対してどういう対応を取っているのか。今、水戸市は水戸市独自で水道事業をやっていますよね。しかし、これをやめてしまっただけで全県1本にしてしまうというのが県の方針なんですけれども、これについての水戸市の考えはどうなのか。それから、県からいろいろ協議がされているのかどうか、そのことも含めてお答えいただきたい。

○綿引委員長 中庭委員、今回の案件としましては、アンケートの実施結果についてということでございますので、水道事業全般についてお伺いをしたいという趣旨は十分理解いたしますが、その辺のところを踏まえて、再度御質問お願いいたします。

○中庭委員 だったら、その他でやりますから。

○綿引委員長 今は、アンケートについての案件でやっておりますので、それについて御質問をいただければということです。

松本委員。

○松本委員 この結果は、直接関係ないかもしれませんが、災害時の私の経験から、本会議でやって、災害時生活用水協力井戸という看板を水戸市でつくっていただきましたね。昔の農家というのは、みんな井戸を持っていたんですね。だから、私はそれを予測していたわけじゃないけれども、その井戸の中に、さらに突き抜きを掘ったんです。申し訳ねえけれども、水戸市の水道より水質がいいんですよ。ですから、朝から晩まで発電機でポンプを回して、たくさんの方々が水をもらいに来ました。

ですから、この災害時の給水車の問題なんだけれども、アンケートだからこれはこれでいいと思うんですけども、水戸市の井戸は400軒ぐらいあるのかな、多分。その中で、飲料水として使われる水があるかどうか。その協力井戸の看板が入り口に立っている家庭にも、アンケート調査というか、項目に入れてもらったほうがよかったのかなというふうに思うんです。

それを、もしもだよ、昔の井戸の水だけだったらば、大腸菌で飲めませんから、それを、突き抜きでやるんですよ。必ずいい水が出ます。そういうものに対する助成金みたいなものを検討してもらったらどうかかな。せっかく協力井戸で手を挙げてくれた人が、その水が飲料水にならなければ何にもならないと。何にもならないということはないけれども、生水で飲めないということになっちゃうわけでしょう。だから、そういうのも、このアンケートの項目の中に入れていただいたらよかったかなとも思うし、今後、それもぜひやっていただきたいと。

どこの誰さんが協力してくれる家だというのは、皆さんのほうで分かっていると思いますよ。ですから、協力で手を挙げているんだから、恐らくポンプがあるんだろうと思う。だから、それを水質検査なんかもやってもらったほうがいいのか。

私のところにも時々検査に来てくれるよね。何だか知らないけれども。だから、みんなやっているんじゃないかなと思うんだけど、そうすると、データが全部出てくるよね。だから、生水でもオーケーなんですよ。水道部には悪いんだけど、そういうのが災害のときに隣の誰さんのところに行けば水をもらえるよというようなのがあれば、やっぱり市民にとって大きな安心なの。そうでなくても、このところ地震も多いでしょう。いつ来るか分からないでしょう。そういうのも一つ、これから早急に進めていただければと、これは要望です。お願いします。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 最初に、水戸市の水についての感想なんですが、私は生まれが大阪なんですが、とても水がまずかったんですね。ですから、自分としては、水戸は本当においしいという感想をずっと持っていて、周りの方で、水戸の水がまずいというような声はあまり聞かないので、これからも、またさらにおいしい水をつくるために努力をしていただきたいなと思います。

ちょっと、4番のアンケート調査を踏まえてということで、(2)の仮設給水所、応急給水体制について、水戸市で、多分今まで水都だよりとかで周知されているかと思うんですけども、今、この給水所は何か所あって、今後、スケジュールというか計画というのか、そういうのをどういうふうに考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○綿引委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 鈴木委員の御質問にお答えをいたします。

先に、仮設給水所ということで御質問がございまして、仮設給水所につきましては、市内の各市民センターのほうに応急の給水タンクを設置いたしまして、災害時に対応していくという体制をとっております。

続いて御質問をいただいた今後のスケジュールについての御質問は、耐震型貯水槽のことかと思いますが、よろしいでしょうか。

○鈴木委員 そうです。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 現時点におきましては、市内に8か所ほど設置してございます。今後の予定ということでございますけれども、今年度におきましては、1か所整備を行っております。さらに、まだちょっと来年以降の予定ということになりますが、さらにもう1か所設置のほうに向けて進めてまいりまして、今のところは合計10か所設置をしていきたいというふうに予定をしております。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 本当に、東日本大震災のときに、各市民センターにこの仮設給水所が置かれるということは、すごく安心なことだと思うんですけども、やはりいざというときに、どこにそういったものがあるかというのをこれからしっかり周知していくと書かれてあるんですけども、把握していないという方がとても多いというふうに書かれてありますので、様々、各自治会の集まりとか、役員さんたちとか、あとは耐震型のタンクを設置した地域には、こういったものがいざというときに使えますよというような、そういう地域の方への周知とかも部分的、地域的に必要かと思っておりますので、ぜひ御検討いただけたらと思います。

以上です。

○綿引委員長 伊藤水道部長。

○伊藤水道部長 今の水道総務課長の答弁の中で、市内に8か所という答弁があったと思いますが、偕楽園の四季の原のところに県が設置してあります100トンの耐震型貯水槽がございまして、それをプラスすると、9か所になります。今後の計画としては、2基を増設したいということで考えておりますので、全体的には11か所の耐震型貯水槽で整備をしていきたいということで考えております。すみません、訂正申し上げます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 端的に、先ほど災害の中でお話が出ましたように、今現在ペットボトルは、リッター用は用意していなかったんですか。

[「500ミリリットル」と呼ぶ者あり]

○小川委員 500ミリリットルか。いわゆる災害のときに、できるだけ保存、備蓄においては、リッター用も用意してもいいんじゃないかなというような部分等を踏まえて、一般的に冷蔵庫に入れないで置いておく分にはどれくらいもつのかなという部分を、ちょっとその2点をお伺いします。

○綿引委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 小川委員の御質問にお答えいたします。

初めに、ペットボトルの容量ですね、ちょっと大きめのものを検討しているかという御質問につきまして

は、現在のところ、水戸の水のPR的に製造しており、ちょっとそちらをメインに対応しているところがございます。御意見ということで賜って、その辺検討させていただきたいと思います。

それと、ペットボトルの賞味期限のお話でしたが、こちらは2年間で賞味期限というふうになっております。

○**綿引委員長** 小川委員。

○**小川委員** ただいまお伺いしました。一般的に飲まれるのは、先ほどお聞きしましたように500ミリリットルで十分と。あくまでも備蓄するには、そういった大きいのがいいんじゃないかということでお聞きしたところがございます。そういう面で、今、お話し伺いました。検討よろしく願い申し上げます。

以上です。

○**綿引委員長** ほかにございますでしょうか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○**綿引委員長** ないようですので、次に、公共下水道の事業計画変更について、執行部より説明をお願いいたします。

鬼澤下水道管理課長。

○**鬼澤下水道管理課長** 続きまして、公共下水道の事業計画変更について、下水道部下水道管理課提出の資料に基づき御説明申し上げます。

資料の1の下水道事業の現状につきまして、本市の下水道事業は、全体計画区域8,598ヘクタールのうち、5,561ヘクタールについて事業計画を定め整備を進めており、令和2年度末の整備済面積は4,925ヘクタールで、整備率は88.6%に達しております。

現在の事業計画期間が令和3年度末で終了することから、事業計画期間の延伸にあわせて事業計画区域を変更し、市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るものでございます。

2の事業計画区域の変更につきましては、近年、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、より効率的、効果的な下水道整備が求められている状況を踏まえまして、田畑山林を除いた集合処理が有利となる家屋の存在する区域のうち、幹線管きよの整備状況や家屋の密集度などを考慮した上で、今後10年程度で最も効率的に整備できる区域として174ヘクタールを追加し、事業計画を変更するものです。

表にございますとおり、現事業計画区域の面積5,561ヘクタールに174ヘクタールを追加して、新事業計画区域を5,735ヘクタールとするものでございます。

3の今後の事業計画変更手続につきましては、12月に茨城県と計画変更に関する事前協議を行いまして、翌年1月に計画変更案の公告と縦覧を行います。2月には、茨城県知事に計画変更協議申出書を提出し、3月に茨城県知事の同意をいただき、完了となります。

次のページを御覧いただきます。

次のページのA3の参考図を添付してございます。青い線が全体計画区域を表してございます。水色の区域が現在の事業計画区域であり、赤色の区域が今回追加する区域となります。田畑山林を除いた上で、現在の事業計画区域に隣接し、効率的に整備できる区域を赤色としてございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。



○綿引委員長 それでは、内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いいたします。  
中庭委員。

○中庭委員 今回174ヘクタールを新たに整備する区域に入れるということなんですけれども、これによって、これが完成すると水戸市のいわゆる整備率というんですか、要するにどのくらい整備が進むのか、整備率がどのくらいになるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

普及率で考えますと、現在令和2年度末の普及率が79.6%でございますが、今回この追加区域が全て整備されますと、普及率としましては83.5%となる予定でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり市民の皆さんからは、非常に公共下水道を早くつくってほしいということが、特に強く要望としてありますが、今回、174ヘクタールを整備するということになるんですけれども、これを見ると、開江とか青柳だとか、かなりまだ公共下水道が普及されていない地域を整備するというのは非常にいいことだと思うんですが、今回の対象地域は最も効率的に整備できる区域としたということなんですけれども、具体的にはどういうことを述べているのかお答えいただきたい。お願いいたします。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

最も効率的ということですが、効率的というのは、既に幹線管きょが整備されており、工事費が少なく済む区域とか、家屋が比較的密集しておりまして、人口当たりの工事費が少なく済む区域など、そのような効率的に整備が可能な区域を追加しているものでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の住んでいる地域に、開発行為による団地造成があるんですけれども、この地域については、どういうふうを考えているのか。例えば、それぞれ浄化槽がありますよね。浄化槽がついているところに管きょ整備を行うということになると、今までの浄化槽はどういうふうになるのかも含めて、ちょっとお答えいただきたい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 今回の事業計画区域の追加に当たりましては、近年合併処理浄化槽において開発された大規模な団地等につきましては、今回の追加区域からは除いてございます。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今回、対象区域174ヘクタールの中にあって、その地域に住んでいて、家が建っていて、合併処理浄化槽を撤去する場合に、その撤去費用だとか、あるいは当然かかる受益者負担金なども、これは免除になるのかどうかも含めて、お答えいただきたい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の質問にお答えいたします。

今回の追加区域の中で、合併処理浄化槽を既にお使いのお宅につきましては、合併処理浄化槽の耐用年数は32年と言われておりますので、耐用年数を超える場合に、下水道が整備されましたら下水道へ接続していただけるように促してまいりたいと考えてございます。

その際の合併処理浄化槽の撤去費用につきましては、老朽化して下水道に切り替えるということなので、これは各自で御負担いただくということにはなってしまいます。

あと、受益者負担金につきましては、下水道が整備されたことによりまして、土地の価値が上昇することに基づきまして、下水道整備費の一部を御負担いただくという制度でございますので、御理解を得られるように努めてまいります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 もう一つは、既存の住宅のところ下水道の管きよが来る前に、それにつなぐ場合の補助制度というのは、水戸市の場合はあるような状況になっているんですけども、この普及率を高めるためにも、この公共下水道につなぐ場合の補助については考えていないのか。また、現在ある制度をもっと拡充する考えはないのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

決算特別委員会等でも御説明申し上げているところではございますが、現在水戸市では、水洗便所改造資金利子補給金といたしまして、水洗トイレの改造費用の融資に対する利子の補助を実施してございます。そのほか、新たに接続の補助を設けますことは、これまで接続していただいていた方との公平性の面においてちょっと課題があるということや、補助の財源が、今、接続して使っていただいている方の使用料から賄うこととなりますので、その辺の御理解をなかなか得難いといった課題がございますことから、引き続き、接続に関する相談等に丁寧に対応していきたいというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 今日の資料によりますと、今後10年程度で最も効率的と書いてありまして、10年かけてこれをやるということなんですけれども、多くの市民の皆さんからは、10年も待てない、もっと早く接続できないかということが要望で来ています。この174ヘクタールが完了する年度と、その年次計画、要するに毎年毎年どのくらいのお金をつぎ込んでやっていくのかということと、174ヘクタールの整備費について、どのくらいかかるのかお答えいただきたい。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、整備費用でございますが、174ヘクタールを整備するに当たりまして75億円を見込んでございます。現在の3か年実施計画等の平均の費用で考えますと、毎年17億5,000万円ずつ投資していきまして、整備を進めていきたいと考えております。

現在の認可区域のほうもまだ整備途中でございますが、そちらの整備も積極的に進めているところではございますが、そちらの整備との兼ね合いもありまして、今回の追加区域全てが完了するのは令和12年度を見込んでいるところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、75億円なんだけれども、毎年17億5,000万円つぎ込むという、これは4年か5年で完了することになっちゃうんですけれども、そうすると、令和12年というのはちょっと数字が合わない感じがするんですけれども、どうですか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 すみません、御説明が足らず申し訳ございません。

先ほど申し上げましたように、今現在の事業計画区域が整備途中でございます、本来令和5年度、第6次総合計画期間中に現在の認可区域を整備完了する予定ではございましたが、工事単価等が上昇したということもございまして、3年ほど延びるということで、令和8年を現在の認可区域の完了予定というふうに見込んでございます。ですので、この追加区域の完了は令和12年度ということで考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、実際は令和8年度からこの工事が始まるということで、そうすると5年間は工事を全然やらないんだ。そうすると、5年後の令和8年から始まって令和12年までにやるという、これではね、ちょっとこういう計画が出て、5年間は実際、棚上げみたくなくなってしまうんじゃないかと思うんだけれども、その点はどうなんですか。来年からこれは予算化されるのかなと思ったんですけれども、どうなんでしょうか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現在の事業計画区域の整備の進捗状況におきまして、地域によって若干偏りがございまして、進んでいる地区とちょっと遅れている地区とがございまして、今回の追加区域につきまして、既に現在の事業計画区域で整備が進んでいるところにつきましては、新たに追加した区域の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これは私の意見ですけれども、現実には5年後の令和8年から実施が始まるということで、私は来年から積極的に予算を増やしてやるべきじゃないかなというふうに思いますが、再度答弁を求めたいというのと、あとは、この10年後以降の見直しというのはどうなるの。10年間はこれですとやっていって、今回この赤い中に入らなかったところは、10年後に新たな計画の中でまた入ってくる。そうすると、さらに10年で20年後になってしまうんじゃないかと思うんだけれども、その点はいかがですかね。2つお願いします。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

下水道事業におきましては、このような污水管の整備事業のほかにも、処理場の改築事業、または耐震化事業や、そのほか雨水対策の事業も行っておりまして、全体としまして、35億円から40億円の建設事業費を毎年かけているところでございますので、その中でのバランス等も考慮しながら進めていきたいと考え

ております。

次の計画変更になりますけれども、次の計画につきましては、今回の事業計画区域の完了が見えてきた段階で、今後の総合計画の位置づけなども踏まえまして、再度検討してまいりたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これは私の要望、意見なんですけれども、やっぱり、まだ公共下水道が普及していない地域の市民の皆さんからは、一刻も早く公共下水道を普及してほしいということなので、今の計画では、実際始まるのが5年後だということなので、ぜひ前倒しにさせていただいて、建設予算、普及予算も増やしていただいて、市民が快適な生活ができるように、ぜひしていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 今度の174ヘクタールを認可区域に拡大していくというんだけれども、家が建っているところを中心に計画されていますね。そうすることによって、例えばですよ、新しく家を建てて、そこを整備してあげても、まだ家は建てたばかりで浄化設備はできているから、受益者には入らないというようなこともあり得るだろうと思うの。

ですから、この計画を立てるときには、そういう調査というのはやっていないですよ。何年後かにはここを下水道区域にしますから、そのときには参入していただけますかというような調査まではやっていないよね。ということは、それだけ設備投資をしてあげても、受益者が入ってくれなければ、投資をしっ放しになっちゃうの。受益者負担金をもらって初めて平米320円でしたっけ、もらって、それで工事費が足りるわけではございませんけれども、入っていただかなければ何もならないのよ。せっかくやっても。

だから、ぼちぼち家が建っているところだけが認可区域に今度入るようになっていくんだけれども、これがいいのかどうかは俺は分からないけれども、あるいは建設部や都市計画部なんかと協議して、この計画が立てられたのかどうか分かりませんが、1軒がここに建っているから、ここも認可のときに入れるんだとか、これを見るとそういう感じもするんだよね。例えばその1軒の家が新しく、浄化槽に金かけて、基準に満たした法にしたがって家を建てたと。それで、建築確認が終わって浄化槽をつくって建てているわけですから。浄化槽つくるのだって100万円くらいかかっているわけでしょう。人数によって違うでしょうけれども、費用がかかると思うのね。

だから、せっかく脇に公共下水管が来ても参入しない。今、まだ新しいということもあり得るのかなと思うの。だから、この計画を立てるときには、どこから先にやるか分からないけれども、そういう調査もして、この地域であれば全部が参入するというような優先順位というものも決められたほうがいいのかな、検討したらどうなのかなというふうに思います。

ですから、このぼちぼち虫食いみたいに下水道認可区域を入れるということが、本当に果たしていいのかどうか。建っているところだけを優先して、このぼちぼちにすることがいいのか。あるいはいろんな用途の問題があるでしょうけれども、その地域をそっくり入れていくとか。これは、県のほうとかいろんな問題も用途によって違うでしょうから、一概には言えないでしょうけれども。一応これは目安として増やしていく

ということなのでしょうけれども、やはり令和8年までの間に、要するに用途の問題とか、道路の問題とか、そういうものをもう少し効率よくまとめて、そして、みんなに参入をしていただく、受益者負担を払っていただくというような調査もできないですか。だって、これを立てるときには、何の調査もしていないでしょう。ただ家が建っているから、ここを入れていくという単純な考えだよ。だから、家も何もねえところも管は整備していかなくちゃならないわけ。そしたら、その整備した先が受益者に入らず使ってもらえなかったら、せっかくここを入れても無駄な投資になっちゃう。そんなことも、今、ちょっとこの図面を見て感じたんだけど、これから横の連絡も取って、ちょっとその辺のところをもう一回検討されてもいいのかなと、私はそう思っています。

以上です。答弁要りません。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと確認でお聞きしたいんですけど、家屋の密集度でエリアを決めたということなんですけど、これは、エリア指定に入っている地域ばかりですか。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

エリア指定に入っているところ、入っていないところそれぞれございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

例えば田畑のところ、密集はしてなくても、点在はしているところは結構あるかと思うんですけど、そういったところについては、前にちょっと聞いたことがあったんですけど、国のほうで、そういったところの整備をするための補助というか、すみません、ちょっとうろ覚えで申し訳ないんですけど、こういった密集地じゃない点在した地域で農業を営んでいらっしゃる方に国が補助をして、そういった下水道を整備していくというようなのは、もし分かっていたらいいかなと。

○綿引委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

国のほうでも、生活排水処理につきましては、効率性から優先するよというふうなこともございます。都道府県構想策定マニュアルというものがございまして、それに基づきまして、効率性の高いところから、公共下水道整備を行うような計画にするよということになっております。今のお話で、農業地域における下水道事業ということで、農業集落排水事業がございまして、水戸市でも今、12か所行っているところございまして、それは、また公共下水道とは別に農業集落排水事業として行っているところでございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、次に、前回の委員会中庭委員より発言のありました、通学路の安全対策箇所について、執行部から資料が提出されておりますので、御説明をお願いいたします。

大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

前回の委員会におきまして、第3回定例会で通学路の安全対策として、2,000万円の補正予算を組ませていただいた40か所ということで御説明をさせていただいたものについて、場所が分からないというようなお話もありましたので、今回対策を行う40か所の場所を示した対策箇所図のほうを御提示させていただきました。

すみません、資料の中で、1か所だけちょっと訂正がございました。表紙の右上のタイトルボックス、申し訳ありません、日付の位置と文字の位置がちょっと逆転しております。誠に申し訳ありませんでした。通常は1行目に建設企業委員会資料となって、その後に日付が来るんですが、私のほうの手違いで逆転してしまったことをおわび申し上げます。

では、資料のほうですが、今回対策を行う40か所については、さきの委員会でも御説明差し上げたとおり、スピードが出ている箇所とか、そういった新たな視点で見たときの場所について、何か対策ができるところを対策していきますということで、40か所やっていきますということで、お話しさせていただいたところでございます。

図中、幾つかの箇所がいろいろプロットされてございます。あと、縦と横がいろいろ入っておりますことをちょっとおわび申し上げますが、図中で黒く実線とかで引いてある箇所がそれぞれ対策する箇所になってございます。その対策の内容につきましては、引き出し線で示させていただいております、例えば表紙の1ページ目ですと、酒門小学区のいわゆる酒門の飛行場の外周道路の位置につきまして、この黒の実線の部分で、グリーンラインの設置などを行っていきますというような記載の仕方になってございます。

次ページからも同様な見方をさせていただきまして、その対策箇所について、イメージハンプとか、路面標示、また場所によっては防護柵といったような記載のほうをさせていただいております。

なお、路面標示につきましては、グリーンラインも全て路面標示じゃないかというところもありますが、路面標示と書いてあるところは文字で記載するようなことを考えてございます。ただ、指定されている区間についての道路の長さ等によりまして、入る文字数とかいろいろございますので、そちらのほうは現場の状況を注視しながら、スピードを出すなどか、いろいろそういったところをちょっと考えて設置のほうをしていきたいということになってございます。

最初のページから最後の23ページまで、一応引き出し線のところについて、延べで1番から40番までという形で、今回の40か所の予算の場所について提示をさせていただきました。

説明のほうは以上でございます。

○綿引委員長 それでは、内容について何か御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 この中で、例えば19ページに路面標示とありますよね。かなり長いですよ。要するに、特別支援学校の前なんですけれども、学童がいるから注意しなさいというのを書くんですか。具体的にどんな路面標示になるんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

こういった路線の長いところについて、スピードが出ていることを抑制するというので、車に対しての標示にするのか、それとも、歩いている人を注意喚起するののかについては、ちょっと延長の部分と、その標示の仕方を現地のほうで確認しながら設置していくということで考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 このところは、例えば時速30キロメートルで制限しますとか、あるいは学童が通過しているので学童注意とか、そういう路面標示になっていって、要するに様々、その地域の状況に応じたものになっているということですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

速度等の道路交通法とかに基づくものについては、ちょっと道路管理者のほうはできないので、30キロメートルとかそういった具体的な速度抑制に関するような標示はできませんが、児童あり注意とか、スピード落とせとか、そういった形の注意喚起を図るような路面標示を設置していくことを考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば12ページ、吉沢小学校のところにイメージハンプとありますよね。このイメージハンプというのは、玉里水戸線みたいな、側溝じゃなくて、ガードレールじゃなくて、どういうものを言うんですか、これ。

それと、グリーンラインというのは具体的にはどんなのを言うのか、お答えいただければと。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

委員のお話にございましたイメージハンプ、お話あったのは、赤塚中学校の脇の玉里水戸線のところに書いてあるオレンジと青と白の矢印みたいなのが幾つか組み合わさったものということだと思いますが、それと似たようなものをつけていくということでございます。

グリーンラインについては、そこが通学路として児童が歩いていますよということで、よく道路の路肩、車道外側線の外側に、緑のラインを引いていますけれども、そういったもので、そこがそういった児童や生徒が通る道路だよということを示していくような対策になります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 写真で示すと、こういうものが、これは、よし歯科クリニックの前の道路ですけれども、要するに緑の線がずっと歩道のところに続いているというのがそうなんですか、これは。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 中庭委員の御質問にお答えします。

写真で提示されているのは、多分見川1号線だと思いますけれども、そのようなものが設置されていくということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、これに関連していいですかね。資料を見ると、見川では1か所、見川小学校と中学校の

近くの交差点にあるんですけども、これはこれとしていいんですけども、実は、見川2丁目のよし歯科クリニックの前とところのグリーンラインの幅が10センチメートルぐらいしかないんですよ。ここなんですけれども、見えますかね。よし歯科クリニックの前になると10センチメートルぐらいしかなくなってしまって、危なくて。しかし実際は、ここを子どもたちが通学しているんですけども、地元の方から大変危険な場所だということなんで、何とかここを改善してほしいという要望が出ているんですけども、地元の方は、定年退職した人がヘルメットをかぶって、いわゆる旗を振って、安全対策をして渡るようにしています。その改善策について、地元の皆さんは何回も警察や何かに要望しているんですけども、改善されないということなんですけれども、これについての対策というのはあるんですか。

**○綿引委員長** 中庭委員、答弁はもちろんさせますが、個別の案件を一件、一件やっているのと委員会の時間が終わっちゃいますので、その辺のところは御承知の上で御質問をお願いいたします。

大森課長。

**○大森建設部技監兼建設計画課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の予算措置をさせていただいた2,000万円の中で40か所を対策していくということが、すぐにも何とかいろいろ対策を講じることで、危険が軽減できるような対策を取れる場所に、路面標示とかの注意喚起のものが主になってございます。

今、御質問いただいた、そういった道路の幅員がそもそも狭い場所については、車両の対面通行も確保しながら、歩行者の動線も確保するというような方策を、どういうふうな形でとっていくかは、やっぱり長年の課題となってございます。

手法としては、拡幅整備というのが多分一番早い、安直に言うとその形にもなると思うんですけども、両側に住まわれている家屋がもう既に張りついている状況ですと、そういった道路の改良みたいな事業をすることが可能なかどうか。地元の合意形成がとれるのかどうか。そういったところも検証の一つでしようし、あとは現状の道路の幅の中で、何とかしようとした場合に、対面通行の車を通しながら、歩行者の動線を確保するというのが、まず物理的に困難な形に多分なってきます。そういった場合には、センターラインを消すとか、そういったことも考えなければなりません、これもまた、使っている方々がどっちに行きたいとかという話もあって、そういったところも地元の合意形成とかが必要になってくるということで、何とかできる手法として、何も提示しないという形ではなく、歩行者が歩いている場所なので、車を利用している方も歩いている方もそれぞれ注意しながら、お互い気遣って道路を利用してくださいねというような形の対策が、今回大体メインになってきているのが実情です。

なので、その部分の根本的な解決策については、地元の合意形成とか、どういうふうな形でとるのか、そういったところもちょっと検証しながら、多分進めていかなければならないかなというふうに考えてございます。

**○綿引委員長** 中庭委員。

**○中庭委員** 私、最後にしますけれども、この地域は、子どもたちが危ないと、通学路の安全が図られないというんで、防犯協会の方が、善意でもう20年以上にわたって自主的にやっているんですよ。私も10月の末に呼ばれて見ましたけれども、本当に危険で、子どもたちの安全を防犯協会の人たちが命がけで守って



いるということに、私は本当に敬意を表したんですけども、しかし、これが、水戸市の場合には対策がないと。対策がまだ具体的に何もないということなんで、ぜひ具体的に解決できるように、警察とかいろんな、建設部だとか、いろいろな関係部署を含めて対策を立てていただきたいということで、要望いたします。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、8ページの路面標示なんですけれども、もし決まっていれば教えていただきたいんですが、ここはバスも通っているかなり細い道なんですけど、どういった路面標示をされるのか、お聞きしたいと思います。

あと、もう一点は、10ページの笠原小の防護柵なんですけれども、これは片側の防護柵だけなのか、それとも、どういうふうにやっていくのか、この2点、お願いいたします。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2つ御質問があったうちの2番目にあった笠原のほうについては、片側の部分について、多分北側になると思いますけれども、そちらのほうに防護柵を設置していくようなことを考えてございます。

それと、最初にお話がありました8ページの路面標示については、今、ちょっと現地のほうの状況とかを確認しながら、どういう標示がいいかをちょっと検討しているところですので、決まり次第御報告させていただきます。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 これは、水戸市の問題ではないんですけども、県のほうにさらに要望してほしいんですが、吉沢小学校の前、側溝の上を子どもらが歩いている。それしか歩くところがないの。歩道とかがないの。だから、あれはちょっとお金もかかるだろうから、県のほうでもなかなかやらないんだろうと思うんですけども、前々からこの話は出ていますよね。大森課長なんかあっちのほうだからよく分かっていると思うけれども、要するに子どもが傘を差して歩くと、擦れ違えない。そうすると、どうしても正面から誰かが来ると、車道に1回出なければならない。非常に危険過ぎます。

こういう吉沢小学校の、マンモス校の真ん前で、水戸市にこういう状況のところがあるわけですから、これは県道ですから、これは県のほうに強く要望していただきたいなと。これは今始まった話じゃありません。もうずっと前から皆さん質問なんかもしてきた場所だろうというふうに思っていますけれども、私もいつも通ってそう思っています。県のほうと調整をして、何か年計画でもいいから、要するに少しずつでも交渉して、歩道をつくっていただきたい。こういうふうな要望を担当のほうから県のほうにお願いしてみてください。その結果、後でまた聞かせていただきますから、お願いします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 私は、水道の1県1事業という、全県の水道を全部統合して1事業にするというのが、県の広報を見たら出ていたので——これがそうですよね。30年後に1水道事業にすると。現在は全部で3水道用水供給事業があって、42の市町村で市町村ごとに水道事業やっていると。これを30年後に1水道事業にするというのが出ているんですけども、これについて、水戸市は今、どういう状況になっているのかお答えいただきたい。あるいは、県の状況はどうなっているのかお答えをいただきたい。

○綿引委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 中庭委員の御質問にお答えをいたします。

県における現状ということでちょっと御説明のほうをさせていただきたいと思うんですけども、茨城県におきましては、現在新たな水道ビジョンの策定に取り組んでおります。その計画策定の中におきましては、人口減少に伴う給水量の減少とか、水道施設の老朽化などの状況等を踏まえまして、長期的かつ広域的視点から課題に対応するというところで、広域連携による水道の基盤強化を図るといった、1県1水道という方針として掲げているというところでございます。

これにつきましては、県の現計画であります茨城県水道整備基本構想21という計画があるんですが、こちらにおいては、将来的に1県1水道という考え方、方針というのは既に掲げられておりまして、今回につきましては、その水道ビジョンの策定の中で、目標年次の具体的な年度として、30年後ということで示したというふうに認識しているところでございます。

これに対しまして、水戸市といたしましては、まず、県のほうがこの水道ビジョンの策定後に、検討準備会等の設置とかを考えていて、その中で市町村等との協議を重ねていきたいというような意向を示されておりまして、まだ具体的な話とか、そういった詳細は何っておりませんので、現段階におきましては、すみませんが、ちょっと市の対応としては現状維持のままというところで考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 県は、この問題について県議会で議決するということにはなっていないですか。そういう方針で、今、取り組んでいるというふうになっているんですか。どんなふうな状況になっているのか、このビジョンについては、何か分かりますかね。

○綿引委員長 関谷課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 申し訳ありません。ちょっと県のほうのスケジュールは詳細なところまで把握しておりませんが、伺っているところでは、今、策定のほうが大体まとまった段階で、今後パブリックコメントを経まして、年明けに策定の公表ということで進めていくというふうに伺っております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 県のほうがどんどん一方的に水道事業の一元化をするということで進められているので、私は、市町村の意見もあまり聞かないでどんどん進めていくというやり方は、これは市民の利益になるのかどうかも含めて、全体が明らかにならない中で、どんどん進めていくやり方はどうなのかなというふうに思いますので、ぜひこの問題についても、私はこの委員会の中でも県がどういう方向で進めていくのかも含めて、しっかり論議をしていただきたいと思います。

以上です。私の要望ですね。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 テレビでこういう放送をやられると、水戸の魅力度というのが全くなくなってしまう。ゴミ屋敷というのをテレビで御覧になりましたか。なったね。そしたら、そのおばあちゃんは、水戸駅のほうに来て、寝ているらしいね。すると水戸駅前の駅南なのか、北口なのか、私はよく分からないけれども、家はゴミ屋敷で入れないでしょう。タヌキだのネズミだの猫だの、場所は分かりませんが、夜は駅のほうに来て寝ているらしい。それで、駅の構内というのは水戸市の管理になりますね。そうすると、どこの場所だか分からないけれども、道路管理課とか、そっちになるのかい。寝泊まりしている場所は分かっているのか。分かっている。じゃ、言うこともないね。

そしたら、これは、これまででどういう対策をやってきたのか。だって、早い話がホームレスだっぺよ。水戸のイメージとして非常に——そうでなくても茨城県の魅力度は全国の下のほうなんです。その県都がさらにこういう放送をされてしまうと、さらにイメージがダウンしちゃうねと私は思う。これは、ゴミ減量課のほうの主だとは思いますが、寝泊まりしているのは道路に寝ている。それを黙認しているのか、黙認していねえのか。何か対策しているのか。これは法的にはどうにもならないのかもしれないんだけど、ゴミの問題でも、これはゴミではありませんと、私の財産の一つですと言われてしまうと、そのゴミの問題も、条例化されているんだかどうかわからないけれども、これは総務環境委員会の話なんだけれども、道路にそういうおばあちゃんが寝泊まりしちゃっている。こういうものの何か縛りという条例かなんかというのがありますか。あったら教えてほしいし、なければ、早急にそういうゴミ減量課や、あるいは警察のほうとかと例えば協議をして、何とかやっぱ家があるんだから、あるけどゴミの山だから、自分が寝られねえから、駅のほうに来て寝ているんだから、テレビを見る限りでは。

だから、そういう決まりがあるのかどうか。法的にそれを規制する、分からなければ分からないでいいよ、今日は突然だからね。だから、ゴミ減量課のほうともよく協議をして、建設企業委員会でもこういう意見が出たというようなことで、やっぱ家のごみを——ごみだと思えばいいよ。本人はきっと大事なものなんだと言っているから、どうにもならないんだろうと思うんだけど、そうしたら、隣近所の人たちが、大変迷惑を被っているわけ。タヌキだのネズミだの、犬だの猫だの、みんなここに住み着いているわけ。テレビを見る限りね。

これテレビ朝日で放送したやつかな。一昨日の朝のモーニングショー、その中で15分ぐらい水戸のゴミ屋敷という放送があったようです。それで、市民の方から私が電話をいただいて、急いでネットで見てみたら、なるほど、こういう問題があった。だから、今日この頃ではないんだよね。しばらく前からこのおばあちゃんはゴミを集めてきて、ごみだと思っても、ごみだと言わないから、水戸市で対応に苦慮しているんだろうと思うんだけど、これを放置しておくのは、私はいかなるものかと思うの。だから、これはゴミ減量課のほうとよく調整をして、道路に寝泊まりさせているのは道路管理課の所管だから、あえて今日は言わせてもらったんだけど、早急に対応できるようにしたほうがいいと思いますよ。そういう決まりはないんでしょう。ないんですね。だから、それでは困っちゃうんです。答弁はいいよ。お願いします。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 ただいまのごみの問題もしかり、大変困ったなという部分で、これ正直言うと、市民センターの問題なんですね。やはりその工事及び市民センターの在り方じゃなくて、いわゆる現地の問題ですね。その問題について、ちょっとお話ししたいかと。

場所は大場市民センターなんですね。昨日の雨の中で、水没ではないですが、水没と同じくらいなんですよ。駐車場が。周辺はいわゆる沼地です。それと、昨日の大雨で、水位が駐車場と全く同じになってしまっていて、ほぼ80%近く水没してしまった。コロナ禍といえど、少し落ち着いてきた中で、昨日も市民センターはかなり利用客がありまして、車が出られない、そして駐車場に歩いていくのは当然。そして、大場小学校から道路を挟んで水没と。

私自身も、当然現地から連絡がありましたもので行ってみたら、かなりひどいと。それとともに、大場小学校は、以前から皆さんも耳にはしていると思うんです。いわゆる沼地に建ったので、建物そのものは現状のままで来ているけれども、周辺がかなり落ちている。建ったときの地盤から1メートル50くらい下がっている。そして、そこを整地しながら、今日まで至っているんですけども、やはり現在も地盤が下がっておるとい部分でありますし、これは当然、施工の部分であれば建設企業委員会に関わってくる問題であろうと思うし、昨日は当然課長も現地を見ていただいて、その辺を当然担当部としても、施工に当たっての情報を得て、しっかりと早期に整備していただきたいなという部分なんですね。今の現状をよく見ていただき、そして、なおかつ、昨日の雨は多いところで20センチメートル以上ありました。だから、一番雨が降った後に見てもらったほうが一番いいなということで、しかも、大場市民センターを利用している市民の皆さんは本当に困っておるし、当然昨日御利用した人たちは、それはもう実感して分かっておりますし、それを所管の市民生活課のほうと情報交換しながら、その辺をスムーズに進めていただきたいなと、こう思います。

以上です。答弁はいいです。

○綿引委員長 御要望ということで。

ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 正副委員長から、皆さんに諮っていただきたいんだけど、その他のほうで我々が質問しますよね。そうすると、執行部も突然で、よく分からない返事が返ってきますね。せっかくその他のほうで手を挙げて質問したときには、ある程度納得できるような答弁をいただきたいという思いから、皆さんその他のほうで質問するんだろうと思うの。ですから、この定例委員会——本会議中はその他ありませんから——定例委員会については、その他の項の意見があれば、1週間、10日前に、建設企業委員会がありますよと、10時からありますよと通知があるんだから、その前日の例えば3時でも4時でもいいですよ、それを事務局なら事務局のほうに通告をしておけば、執行部のほうにそれが伝わりますから、私なら私がこういう質問をしますよということを事務局にその他のほうでやりますよと言っておけば、事務局は担当課長なり部長なり、あるいは副市長なりに言うておく。そうすれば、せっかくその他のことで質問しても、執行部が動じないで、今日はその他のほうでこういう質問があるんだなと思えば、ある程度の準備、整理、心構え

みたいなものができてくるんだろうと、私はこう思うんです。ですから、その他の項を前日の何時までに、電話でいいから、通告制にしたいんです。これは委員会のルール、申合せで私はできていると思っていますから、それを、できれば次回の委員会あたりからできるように、正副委員長さんで、皆さんの意見を伺っていただいて、できれば決めていただきたい。こういうお願いです。よろしくお願いします。

**○綿引委員長** 委員会の円滑な議事運営に関して、今の松本委員からの御提案でございます。その他の件に関して、スムーズな答弁ができるように通告制を採用したらどうかということでございますが、この件につきまして、御質問があればお願いいたします。

中庭委員。

**○中庭委員** 私は、その他の発言の中で、前日までに申し込むというやり方は、あまり好ましいことではないと。私は反対なんです。というのは、やっぱり委員会の自由な論議を縛ってしまうんじゃないかというふうに思うし、その他の要望というのは、前日といいますけれども、その当日に発言しても答えられない場合は、次回に答えてもらうとか、いろいろやり方があると思うんですね。

ですから、別に、例えば今みたいにその他で要望というのがありますよね。こういうことで市民が困っているの、例えば通学路を何とかしてほしいと。さっき松本さんが言っていましたけれども、そういうのもその他でできるわけですよ、要望として。そして、次回に答えてほしいと。そして、例えば私も前回、交通安全対策問題について、2,000万円の40か所の場所はどこなのかということについて、ぜひ、例えば次回の委員会で公表してほしいとか、いろいろやっぱり発言があると思うんです、その他の中で。これは求めなくても要望事項というのがありますので、そうすると、そういうものを縛ってしまうということになるので、ぜひ、私はその他のことについては、事前通告制じゃなくて、委員が十分論議できるようにしてほしいと。

あとは、議題がない場合もあるんですね。その他だけのときもありますので、そういう点では、やっぱり、事前通告制になってしまって、それ以外については発言できないとなると縛ってしまうので、ぜひこれは事前通告をしないほうが私はいんじゃないかなというふうに思いますので、私は今の松本さんの意見については、ちょっと同意できないなと思います。

〔「いい答弁をもらうために前もって言うておくんだよ」と呼ぶ者あり〕

**○中庭委員** それは、自分でそういう判断をすれば、私だったらこういう問題を翌日に発言したいとなれば、込み入った問題であれば、当然事前に執行部に話しておくことはできますので、それは議員の良識に任せられるんじゃないかなと思います。別に今、その他の問題で、そういうふうに規制するというのは、私はすべきではないと思います。

**○綿引委員長** 鈴木委員。

**○鈴木委員** 私は、通告制のほうがいいかと思います。例えばそれが5日とか1週間前に通告してくれというんだったら、ちょっと厳しい面があると思うんですけれども、前日ということであれば、やはりスムーズに、答弁もしっかりといただけるということで、前日の通告ということで、ぜひそのようにしていただきたいなと思います。

**○綿引委員長** 松本委員に確認なんですが、通告をしていないものに関して質問ができないということでは

ないですか。

○松本委員 やっぱり，そうすると，執行部のほうが急遽の答弁になっちゃうでしょう。それではやっぱりね。そのために私は通告というのを提案しているんですけども，その他のほうで通告以外というのはちょっとまずいんじゃないのかな。そう思っています。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 いずれにしろ，今，松本委員や鈴木委員からも出ましたように，再度繰り返しになりますが，執行部からの答弁をスムーズに，それも分かります。ただし，その他の部分の中で，全てが事前通告であつては，やはり，前の部分に係るようなこともある。いわゆる関連と。この辺は突然出る部分もそれはそれであるし，委員サイドも，やはりそれを見極める部分は十分ありきだと思う。反対の意味で言っているわけじゃなくて。だから，一度，これは委員サイドでも話し合ってもいいんじゃないかなと思います。

以上。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 やっぱり県内でも，委員会の審議の中で，例えば事前通告制というのはほとんどないんじゃないかなと私は思うんですね。私の知っている限りでは，委員会では，事前通告をしているところはほとんどないと。水戸市の議会でも，これまでずっとその他については，事前通告はない委員会が多いですね。常任委員会のその他の項で事前通告をやっているという委員会はあまりないと思うんです。

例えばその他で質問して執行部が答えられないということであれば，それは別に何も悪いことではなくて，後できちんとまとめて報告してもらおう。あるいは答えてもらうということであればいいのであって，何ら規制する必要はないんじゃないかなと。何か不都合なことがあるのかどうか。私は不都合はないと，事前通告がなくても，その他で発言できることについては，問題ないというふうに思っていますので，通告するようなやり方は，委員会の自由な論議を妨げることになるんじゃないかなというふうに私は思います。

○綿引委員長 ただいま各委員さんから御意見がございました。期日，方法，あるいは内容等について，様々御意見がありましたので，本日に関しましては，正副委員長でお預かりをさせていただいて，次回の委員会において，再度御決定をさせていただければと思います。

○松本委員 じゃ，付け加えてね。今，中庭委員さんが事前通告に反対なんだけれども，例えば通告制になっても，それに関連するほかの委員さんの質問は，これは認めるべきだと思っていますから。だから例えば，中庭さんはこう考えているんだけれどもという，そういう質問をしますね。そしたら，私はこっちのほうがいいんじゃないかと，関連する質問は認めるような，こういう委員会での申合せだけでありますので，あと，今日，田口委員がいなくなっちゃったから，田口委員にも，ちょっと正副委員長さんのほうで確認を取っていただいて，次回には決定できるようにお願いをしたいと思います。

○綿引委員長 では，そのように取り計らいをさせていただきますので，よろしく願いいたします。

ないようですので，以上をもちまして，本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時39分 散会